

議案第五十号

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和七年十一月二十八日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）
の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の六十六・二五」を「百分の六十八・七五」に改める。

別表第一（一）中「九日」を「八日」に改め、

「又は八日」を削り、

百分の十	一回につき	百分の十五	一回につき	百分の二十	一回につき	百分の五	百分の十	百分の三十	百分の五十	百分の七十
------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------

—

を

「

百分の八十

百分の六十

百分の四十

百分の二十

百分の十

一回につき百分

の五十

一回につき百分

の三十

附 則

る。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和七年十二月二日から施行す

に改め、同表（二）中

百分の二十

百分の十

を

百分の三十

百分の二十

に改める。

（説明）

中央区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年十一月中央区条例第五十一号）

の施行により、中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い、勤勉手当の支給割合を改める必要があるため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）

	新	旧
(支給割合)	(支給割合)	(支給割合)
第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。	第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。	第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。
一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 百分の百二十（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、百分の百三十七・五）	一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 百分の百十七・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、百分の百三十五）	一 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 百分の五十七・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、百分の六十六・二五）
二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の六十（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の六十八・七五）	二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五十七・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の六十六・二五）	二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五十七・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の六十六・二五）
2・3 （略）	2・3 （略）	2・3 （略）

新

(二) 条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員

減額事由	減額率	減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が八日以上あること。	百分の百	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が九日以上あること。	百分の百
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が七日	百分の八十	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が七日又は八日あること。	百分の七十
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が五日又は六日あること。	百分の六十	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が五日又は六日あること。	百分の五十
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が四日あること。	百分の四十	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が四日あること。	百分の三十
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が三日あること。	百分の二十	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が三日あること。	百分の十
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が二日あること。	百分の五十五	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が二日あること。	百分の五
法第二十九条の規定により減 給にされたこと。	一回につき百分の二十五	法第二十九条の規定により停 職にされたこと。	一回につき百分の二十
法第二十九条の規定により戒 告にされたこと。	一回につき百分の二十	法第二十九条の規定により減 給にされたこと。	一回につき百分の十五
法第二十九条の規定により戒 告にされたこと。	一回につき百分の十	法第二十九条の規定により停 職にされたこと。	一回につき百分の二十一

旧

(二) 条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員

減額事由	減額率	減額事由	減額率
（二）条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員		（二）条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員	
減額事由	減額率	減額事由	減額率

		新			
				旧	
		私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が五日以上あること。	百分の百	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が五日以上あること。	百分の百
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が四日あること。	百分の六十	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が四日あること。	百分の六十	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が三日あること。	百分の三十
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が三日あること。	百分の三十	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が三日あること。	百分の二十	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が二日あること。	百分の二十五
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が二日あること。	百分の二十	私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が二日あること。	百分の十	法第二十九条の規定により停 職にされたこと。	一回につき百分の七十五
法第二十九条の規定により停 職にされたこと。	百分の十	法第二十九条の規定により停 職にされたこと。	百分の十	法第二十九条の規定により減 給にされたこと。	一回につき百分の五十
法第二十九条の規定により減 給にされたこと。	百分の十	法第二十九条の規定により減 給にされたこと。	百分の十	法第二十九条の規定により戒 告にされたこと。	一回につき百分の二十五
法第二十九条の規定により戒 告にされたこと。	百分の十	法第二十九条の規定により戒 告にされたこと。	百分の十		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和七年十二月二日から施行する。